

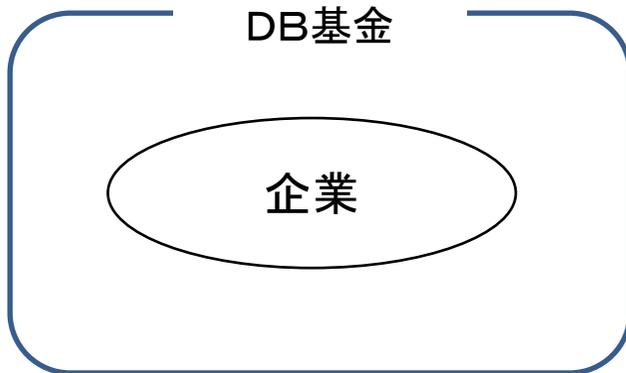
「総合型DB基金の代議員の選任のあり方」の見直し

総合型確定給付企業年金(総合型DB)とは

- 2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施する確定給付企業年金で当該厚生年金適用事業所間の人的関係が緊密でないものを、総合型確定給付企業年金(総合型DB)という。
※「総合型確定給付企業年金の指導等について」(平成20年12月19日厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長通知)
- 総合型厚生年金基金では、同業種で基金を設立する形態が通常であったが、総合型DBにおいては、業種を問わず、広く事業主を募って基金の規模を拡大している事例も見受けられる。

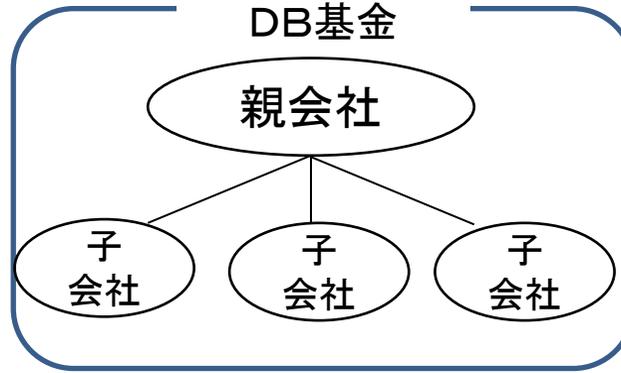
<基金の設立形態>

① 単独設立



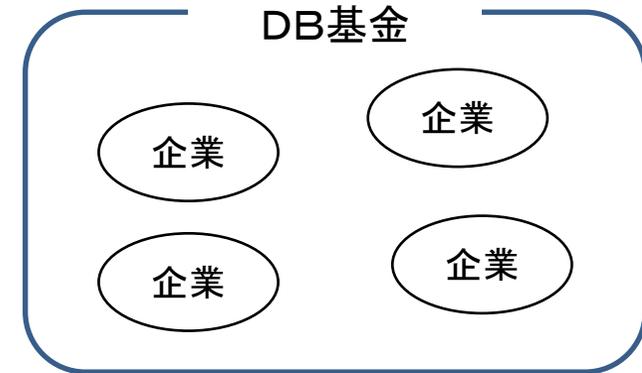
1つの企業が単独で設立するもの

② 連合設立



企業グループなど、企業相互間に有機的連携性がある場合に、共同で設立するもの

③ 総合設立



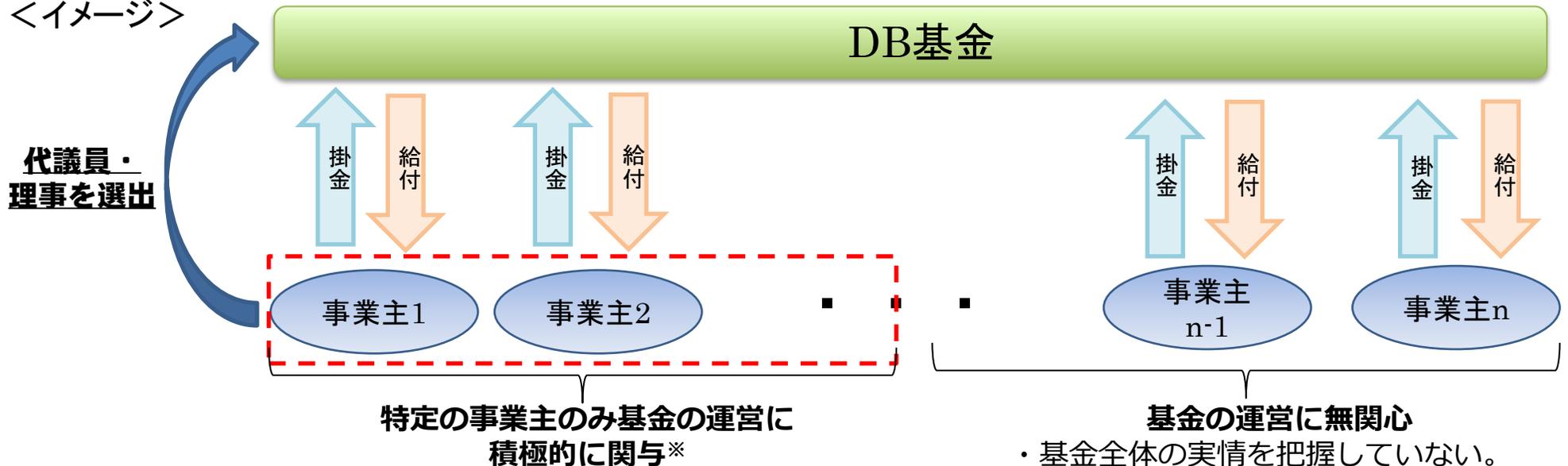
企業相互間の人的関係が緊密でないもの(※近年、実施事業主を広く募集して規模を拡大する事例が増加)

総合型DB基金に内在する問題点

- 総合型DB基金では、企業間の牽連性がないことから、各事業主が、基金の組織運営の全体像や会計の正確性等を適切に把握することが困難。
- さらに、基金等からの募集により実施事業所となった事業主は、自身が組織の実施主体である※という意識が低くなりがち。このため、
 - ・ 追加掛金拠出の発生などDB加入に伴うリスクを事業主が十分に認識しておらず、実施事業所の事業主としての責務を果たさない
 - ・ 一部の事業主が代議員を独占し、基金の運営を決定するといった問題につながる懸念がある。

※ 法令上、基金は「実施事業所の事業主及びその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織する」とされている。

<イメージ>



- ・ 基金全体の実情を把握していない。
- ・ 実施事業所としての責務を果たさない。

※ 基金が特定の実施事業所に業務の大部分を委託しているようなケースも見受けられる。

総合型DB基金の代議員の選任のあり方の見直し

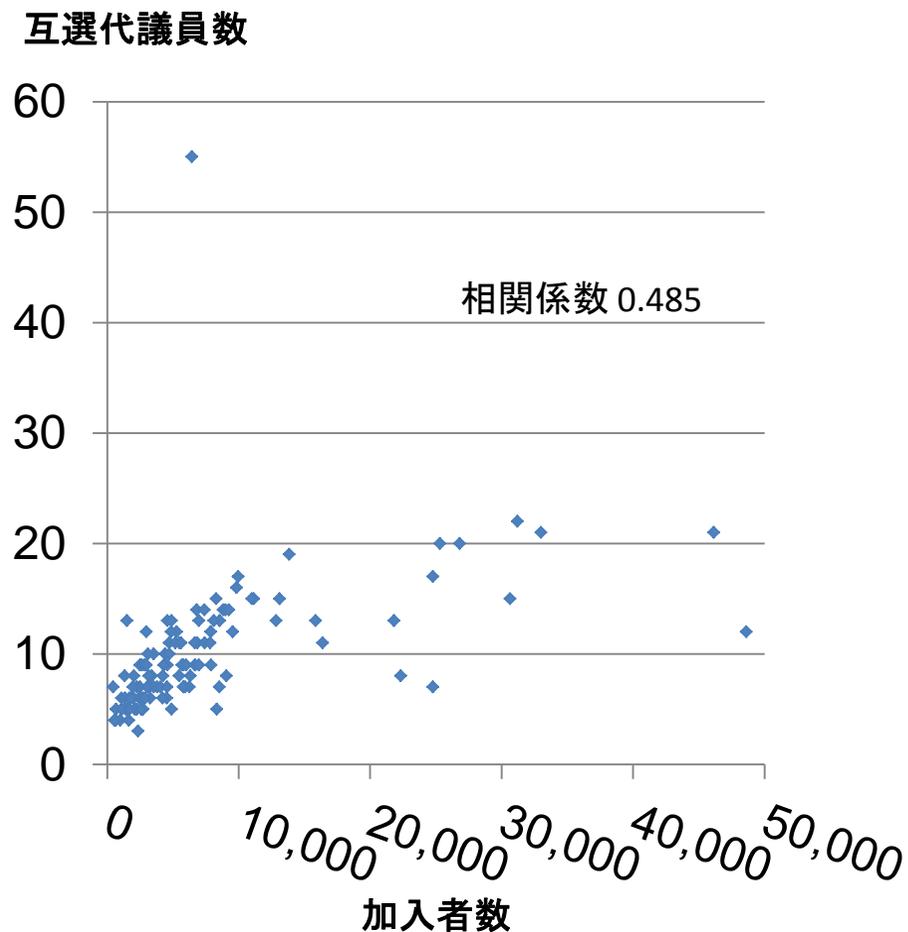
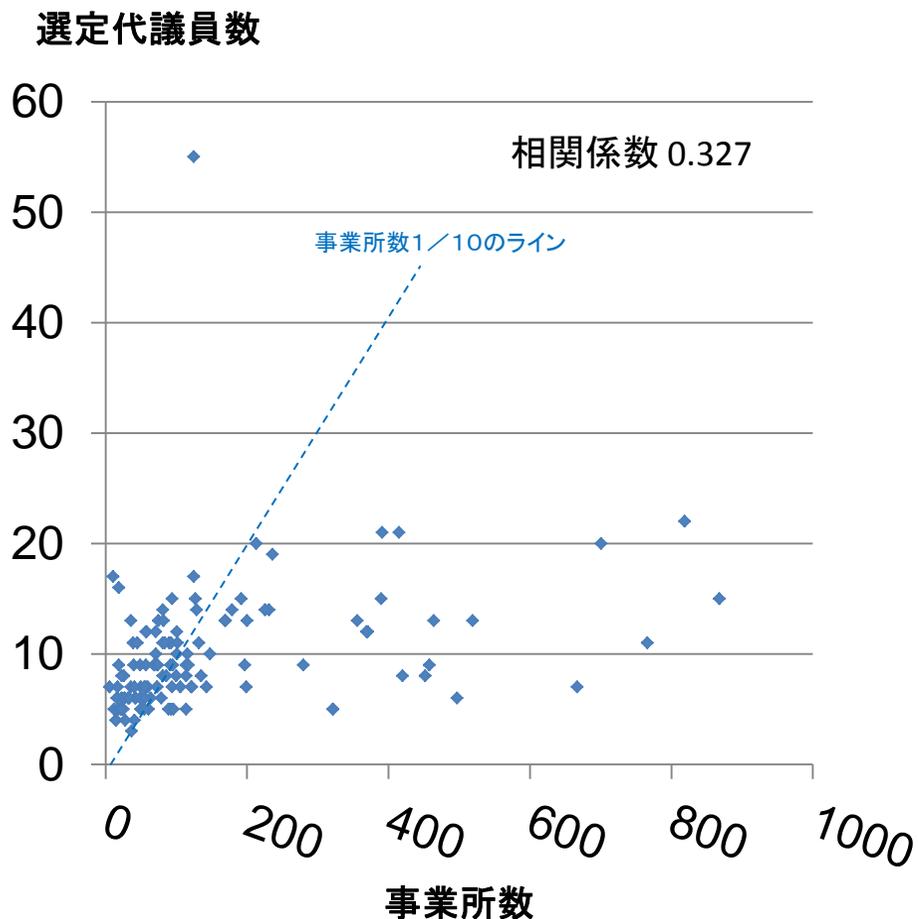
- 代議員の選任のあり方について、総代会制度の例も参考としつつ、選定代議員(事業主が選定する代議員)と互選代議員(加入者において互選する代議員)が同数であることを考慮し、以下のような基準とする。
 - 選定代議員の数は事業主の数の10分の1(事業主の数が500を超える場合は50)以上とする。
 - ※ 代議員は最低6人(選定代議員3人(理事長、理事長代理、監事)及び互選代議員3人(選定代議員と同数))が必要。
 - 選定代議員の選定の都度、全ての事業主により選定を行うこととし、その選定の方法は(1)事業主が他の事業主と共同で選定代議員候補者を指名する方法、(2)各事業主が独自の選定代議員候補者を指名する方法のいずれかを基本とし、(1)及び(2)の指名を希望しない事業主は選定行為を現役員・職員以外の第三者(選定人)に委任できるものであることとする。
 - 「基金の設立事業主の9割以上が所属する当該DBと異なる組織体(法令に根拠のある組織体に限る。)であって、次の(ア)～(ウ)のいずれにも該当するものが存在する場合」には上記の代議員規制を適用しない。
 - (ア) 当該組織体は、その構成員である事業主に対して総合型DB基金への加入を義務付け又は推奨することを決議等しており、その決議等に基づく活動実績が確認できる。
 - (イ) 総合型DB基金における方針決定の手續に先だって、当該組織体は、総合型DB基金の方針(総合型DB基金の実施及び解散、給付設計(加入者の資格、福利厚生事業、権利義務移転承継、資産の受入れに関する事項を含む。)、掛金及び資産運用に関する方針)を組織決定している。
 - (ウ) 当該組織体は、総合型DB基金の運営状況について定期的(四半期に1回程度)に報告を受け、当該報告を踏まえて今後の対応を必要に応じて検討するような体制が内部の委員会規程・定款等に定められており、それに沿った運営の事実が議事録等で確認できる。

総合型DB基金の代議員の選任のあり方の見直し(続き)

- 加えて、代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこととする。
- 実施事業所が全国に点在するなどして、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが困難となる基金も想定されることから、代議員会への書面参加及びテレビ会議システム等を利用する場合の規約の記載例を、「確定給付企業年金規約例」に明記する。
 - ※ テレビ会議システム等を利用する場合の留意事項
 - ・ 議案の審議前に、出席代議員(開催場所外から出席する者も含む。)が相互に画像及び音声を正確に発信及び受信できているかを確認すること。
 - ・ 正常に議論が交わされ、システムが正常に稼働した状態で審議が終了したことを議長が確認すること。
 - ・ これらの確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載すること。

(参考)総合型DB基金の代議員数 (H29.4.1現在の126基金)

- いわゆる総合型DB基金における代議員数は、大半のケースで40名以下(すなわち労使各20名以下)であり、3分の2の基金では20名以下である。
- 代議員数と基金の規模(事業所数や加入者数)との間には一定の相関がみられる。



(参考)相互組織や協同組織に見られる総代会制度の例

相互扶助の考え方に基づく組織では、その意思決定は総会※で行われるが、組織の構成員が多数に及ぶ場合には総代会の設置が認められている場合がある。

※総会の定足数は、定款変更など重要事項の議決を行う場合、組織の構成員の半数以上とされている。

総代会の設置要件は、それぞれの事業の特性等を踏まえて定められていると考えられるが、構成員が500人以上又は200超の場合に総代会の設置が認められ、また総代の定数は、構成員の1～2割以上とされている例が多い。

制度	根拠法	総代の定数	総代の任期	備考
相互会社	保険業法	定款で定める(注1)	4年以内	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法	組合員の10分の1(上限100人)以上	3年以内	組合員500人以上の場合に総代会を設置可
労働金庫	労働金庫法	会員の5分の1(上限500)以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可
商工会	商工会法	会員の10分の2(上限100)以上	3年以内で定款に定める	会員が200超の場合に総代会を設置可 総代は住所、事業の種類等に応じて公平に選挙
事業協同組合 信用協同組合	中小企業等協同組合法	組合員の10分の1(上限100)以上	3年以内で定款に定める	組合員が200人超の場合に総代会を設置可 総代は住所、事業の種類等に応じて公平に選挙
農業協同組合	農業協同組合法	組合員の5分の1(上限500人)以上	3年以内で定款に定める	組合員500人以上の場合に総代会を設置可
水産業協同組合	水産業協同組合法	組合員の4分の1(上限100人)以上	3年以内で定款に定める	組合員200人超の場合に総代会を設置可

(注1)相互会社における総代の定数

日本生命200人、住友生命180人、明治安田生命222人、富国生命120人、朝日生命150人

また、上記の会社の定款によれば、総代の任期は4年とされ再任も可能だが、最長で8年までとされている。

(注2)総代会の定足数は、上記のいずれの制度においても、定款変更を行う場合には組合員又は会員の半数以上とされている。